

川教函発第5号
令和5年2月6日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年3月28日執行の教育総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（中央図書館）

中央図書館はじめ各図書館等の備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

また、中央図書館の郵便切手等の出納の管理において、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に管理されたい。

講じた措置の内容

中央図書館及び各図書館等において全ての備品の確認調査を実施し、備品受払簿の内容と相違があるものについて適切な事務処理を行いました。

また、令和4年3月から、郵便切手を使用する際の受払簿への記載について、誤りがないか十分確認するよう周知徹底し、複数名による確認作業を行うようにいたしました。

今後も適正に管理いたします。

